

改 正 後	改 正 前
据置定期貯金規定	据置定期貯金規定
<p>1. (貯金の支払時期)</p> <p>(1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限 <u>(最長預入期限が休日の場合は最長預入期限を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い (以下、「自動解約扱い」といいます。) もできます。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および第4条第<u>6</u>項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の6か月後の応当日前に解約することはできません。</p> <p>(2) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</p> <p>(3) この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(4) 前3項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</p> <p><u>(5) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、最長預入期限 (最長預入期限が休日の場合は翌営業日) に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p><u>(6)</u> この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合に</p>	<p>1. (貯金の支払時期)</p> <p>(1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限 <u>(追加)</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い (以下、「自動解約扱い」といいます。) もできます。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および第4条第<u>5</u>項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の6か月後の応当日前に解約することはできません。</p> <p>(2) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。</p> <p>(3) この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(4) 前3項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(5)</u> この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合に</p>

改正後	改正前
<p>は、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>5. ～15.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>(2024年4月1日現在)</u></p>	<p>は、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>5. ～15.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>(2022年4月1日現在)</u></p>